

(別 紙)

国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める  
意見書（案）

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっている。しかしながら、国民健康保険料（税）の滞納世帯が全加入者の15%を超えるなど、国保料（税）の重い負担に市民が悲鳴を上げている。

国保の加入者構成（市町村国保に全国で約3,500万人）は、かつては7割が農林水産業と自営業従事者であったが、今では、43%が年金生活者などの無職、34%が非正規雇用などで、合わせて8割近くになっている。

協会けんぽや組合健保に比し、国保は加入者に大変重い負担を強いる制度であり、国保の構造的な問題を解決し、重い負担である国保料（税）を引き下げするためには、十分な公費を投入することが必要不可欠である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会においては、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めている。

1984年以降、国庫負担の削減・抑制で国保に対する国の責任が後退する中、今年、約3,400億円の財政支援が行われたが不十分であり、国保加入者の貧困化・高齢化等が進む中で、国保料（税）に対する負担はますます重くなっている。

また、国保料（税）が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする均等割がある。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に低額でかかる平等割と同様、他の保険にはないものである。均等割と平等割を合わせた、全国で徴収されている保険料（税）額は、およそ1兆円とされており、1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保険料（税）とすることが可能である。

よって、国においては、国民健康保険料（税）引き下げのため、国庫負担を増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日  
高松市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛